

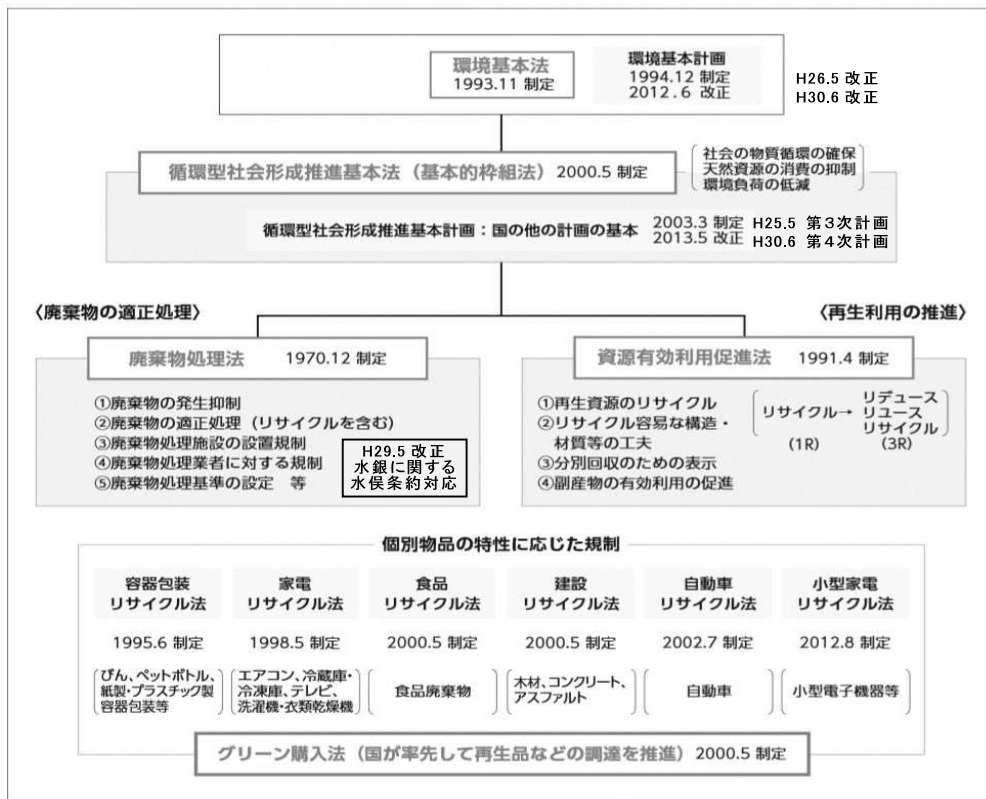
法制度の動向と上位計画に掲げられる目標等

1. 国の動向

(1) 循環型社会の形成に向けた法体系

環境基本法の基本理念のもと、平成13年1月に完全施行された循環型社会形成推進基本法をはじめとして、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の施行など、循環型社会の形成に向けた法体系の整備が進められてきた。2015年（平成27年）には第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）においてパリ協定が採択され、低炭素化に向けた活動が求められている。

図表 1 循環型社会を形成するための法体系



出典：「日本の廃棄物処理の歴史と現状」（環境省 H26.2）に加筆

(2) 計画、方針等

①循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年6月に第4次循環型社会形成推進基本計画が策定された。今回の見直しでは、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、次の3点を示している。

- ・地域循環共生圏形成による地域活性化
- ・ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・適正処理の更なる推進と環境再生

図表2 第4次循環型社会形成推進基本計画の概要

| 持続可能な社会づくりとの統合的な取組 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|---|--|---|--|--------|--------|----------|--|--------------|----|----|-----------|--|--------------|----|----|------------|--|--------------|----|----|-------------|--|-------------|----|----|----------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 将来像 | 地域循環共生圏形成による地域活性化 | ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 | 適正処理の推進と環境再生 | 災害廃棄物処理体制の構築 | 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の資源生産性向上 ✓ 生物多様性の確保 ✓ 低炭素化 ✓ 地域の活性化 ✓ 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強化） | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 循環分野における基盤整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標値 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2000年度</th> <th>2015年度</th> <th colspan="2">2025年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源生産性（万円/トン）</td> <td>24</td> <td>38</td> <td colspan="2">49（+102%）</td> </tr> <tr> <td>入口側の循環利用率（%）</td> <td>10</td> <td>16</td> <td colspan="2">18（+8ポイント）</td> </tr> <tr> <td>出口側の循環利用率（%）</td> <td>36</td> <td>44</td> <td colspan="2">47（+11ポイント）</td> </tr> <tr> <td>最終処分量（百万トン）</td> <td>57</td> <td>14</td> <td colspan="2">13（▲77%）</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 2000年度 | 2015年度 | 2025年度目標 | | 資源生産性（万円/トン） | 24 | 38 | 49（+102%） | | 入口側の循環利用率（%） | 10 | 16 | 18（+8ポイント） | | 出口側の循環利用率（%） | 36 | 44 | 47（+11ポイント） | | 最終処分量（百万トン） | 57 | 14 | 13（▲77%） | |
| | | 2000年度 | 2015年度 | 2025年度目標 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 資源生産性（万円/トン） | 24 | 38 | 49（+102%） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 入口側の循環利用率（%） | 10 | 16 | 18（+8ポイント） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 出口側の循環利用率（%） | 36 | 44 | 47（+11ポイント） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最終処分量（百万トン） | 57 | 14 | 13（▲77%） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （ ）内は2000年度比 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国の取組 | 持続可能な社会づくりとの統合的な取組 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域循環共生圏の形成 ○ シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価 ○ 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○ 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○ 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ○ 廃棄物エネルギーの徹底活用 ○ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○ 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○ 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 地域循環共生圏形成による地域活性化 | ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 | 適正処理の推進と環境再生 | 災害廃棄物処理体制の構築 | 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域循環共生圏の形成 ・課題の掘り起こし ・実現可能性調査への支援 ○ コンパクトで強靱なまちづくり ○ バイオマスの地域内での利活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○ シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価 ○ 素材別の取組等 ・プラスチック戦略 ・バイオマス ・金属（都市鉱山の活用） ・土石・建設材料 ・太陽光発電設備 ・おむつリサイクル | <ul style="list-style-type: none"> ○ 適正処理 ・安定的・効率的な処理体制 ・地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・環境産業全体の健全化・振興 ○ 環境再生 ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・空き家・空き店舗対策 ○ 東日本大震災からの環境再生 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体 ・災害廃棄物処理計画 ・国民へ情報発信、コミュニケーション ○ 地域 ・地域ブロック協議会 ・共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○ 全国 ・D.Waste-Netの体制強化 ・災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・IT等最新技術の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際資源循環 ・国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・アジア・太平洋3R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○ 海外展開 ・我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 循環分野における基盤整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子マニフェストを含む情報の活用 ○ 技術開発等（廃棄物分野のIT活用） ○ 人材育成、普及啓発等（Re-Styleキャンペーン） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画の概要（環境省ホームページ）

②環境基本計画（第五次）

平成30年4月に閣議決定した第五次環境基本計画では、国連「持続可能な開発目標」（SDGs）や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」が提唱されている。「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方である。

廃棄物分野では、廃棄物のバイオマス資源としての活用など、エネルギーの地産地消に向けた先進的な取り組みが全国で展開されている。

図表3 第五次環境基本計画の概要



第五次環境基本計画の概要

環境基本計画について

- 環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。
- 計画は約6年ごとに見直し（第四次計画は平成24年4月に閣議決定）。
- 平成29年2月に環境大臣から計画見直しの諮問を受け、中央環境審議会における審議を経て、平成30年4月9日に答申。
- 答申を踏まえ、平成30年4月17日に第五次環境基本計画を閣議決定。

現状・課題認識

- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題は相互に関連・複雑化
- SDGs、パリ協定等、時代の転換点ともいえる国際的潮流

我が国が抱える課題

環境・経済・社会の統合的向上

持続可能な社会に向けた基本的方向性

- SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化
 - 環境政策による、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出や、経済・社会的課題の同時解決に取り組む
 - 将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく
- 地域資源を持続可能な形で活用
 - 各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指す
- 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化

これらを通じて、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）を目指す

国際的な潮流

SDGs SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

パリ協定の採択

時代の転換点

大きく考え方を転換（パラダイムシフト）

地域循環共生圏

○各地域がその特性を生かした強みを発揮
 → 地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
 → 地域の特性に応じて補完し、支え合う

農山漁村

◆ 自然資源・生態系サービス
（森林、水、土壌、気候・気象など）
（自然の恵み）
（自然環境の保全）

都市

◆ 自立分散型社会
（地域資源を活かし、自立・分散型）
（環境・経済・社会の統合）

森

◆ 資金・人材などの提供
（エコシステム等、自然環境保全への貢献）
（地域経済の発展）
（社会経済や地域社会の発展）
（環境・経済・社会への貢献）

川

海

出典：第五次環境基本計画の概要と地域循環共生圏の概要（環境省ホームページ）

<https://www.env.go.jp/seisaku/list/kyoseiken/index.html>

③国の減量・資源化目標等

図表3 国の減量・資源化目標等

| 方針・計画 | 廃棄物処理方針 (2016(H28).1改正) | 循環型社会形成推進基本計画 | |
|-------|----------------------------|----------------------|----------------------|
| | | 第3次 (2013(H25).3) | 第4次 (2018(H30).6) |
| 基準年度 | 2012(H24)年度 | 2000(H12)年度 | 2000(H12)年度 |
| 目標年度 | 2020年度 | 2020年度 | 2025年度 |
| 排出削減 | 総排出量 | 12%減 | 850g/人・日(28%減) |
| | 家庭系ごみ量 | 500g/人・日 | 440g/人・日(33%減) |
| | 事業系ごみ量 | — | 1,100万t(39%減) |
| 再生利用率 | 21→27%(6%増) | — | — |
| 最終処分量 | 404万t(14%減) | 450万t(63%減) | 320万t(73%減) |

※総排出量は、収集ごみ量+直接搬入ごみ量+集団回収量

※家庭系ごみ量は、集団回収量や資源等を除いた排出量

上記の国の目標値に対して、川口市の実績と目標値を図表4に示す。総排出量は国の目標に沿った目標設定となっている。再生利用率と最終処分量はいずれも国の目標を大きく上回る目標設定となっており、見直しが必要である。また、事業系ごみ量は現計画には目標設定がないが、国の目標39%減に対して、川口市の平成29年度の実績は11%減に留まっており、新たな目標設定の検討が求められる。

図表4 川口市の実績と目標値

| 指標 | 単位 | 基準年 2000(H12)年度 | 2017(H29)年度 実績(対2000年比) | 2022(R4)年度 目標(対2000年比) |
|--------|-------|--------------------|----------------------------|---------------------------|
| 総排出量 | g/人・日 | 1,098 | 832(24%減) | 844(23%減) |
| 家庭系ごみ量 | g/人・日 | 794 | 482(39%減) | — |
| 事業系ごみ量 | t/年 | 51,178 | 45,493(11%減) | — |
| リサイクル率 | % | 13.9 | 22.7(9%増) | 35.0(21%増) |
| 最終処分量 | t/年 | 27,604 | 6,819(75%減) | 4,800(83%減) |

(3) 手引き等

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に基づき、平成19年6月に、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」が策定された。

さらに、平成5年3月に策定された「ごみ処理基本計画策定指針」が、平成20年6月、平成25年6月、平成28年9月に改訂されている。

[ごみ処理基本計画策定関連]

①ごみ処理基本計画策定指針

平成20年6月改定：評価の重要性の指摘、施設の長寿命化・延命化、地球温暖化への配慮

平成25年6月改定：「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」への対応

平成28年9月改定：「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」

図表5 標準的な評価項目

| 視点 | 指標で測るもの | 指標の名称 | 単位 | 計算方法 |
|---------|------------|-----------------------------|--------|---|
| 循環型社会形成 | 廃棄物の発生 | 人口一人一日当たりごみ総排出量 | kg/人・日 | $(\text{年間収集量} + \text{年間直接搬入量} + \text{集団回収量}) \div \text{計画収集人口} \div 365 \text{日}$ (又は366日。以下同じ。) |
| | 廃棄物の再生利用 | 廃棄物からの資源回収率 | t/t | $\text{総資源化量} \div (\text{年間収集量} + \text{年間直接搬入量} + \text{集団回収量})$ |
| | エネルギー回収・利用 | 廃棄物からのエネルギー回収量 | MJ/t | $\text{エネルギー回収量(正味)} \div \text{熱回収施設(可燃ごみ処理施設)における総処理量}$ |
| | 最終処分 | 廃棄物のうち最終処分される割合 | t/t | $\text{最終処分量} \div (\text{年間収集量} + \text{年間直接搬入量} + \text{集団回収量})$ |
| 地球温暖化防止 | 温室効果ガスの排出 | 廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量 | kg/人・日 | $\text{温室効果ガス排出量(正味)} \div \text{人口} \div 365 \text{日}$ |
| 公共サービス | 廃棄物処理サービス | 住民満足度 | — | |
| 経済性 | 費用対効果 | 人口一人当たり年間処理経費 | 円/人・年 | $\text{廃棄物処理に要する総費用} \div \text{計画収集人口}$ |
| | | 資源回収に要する費用 | 円/t | $\text{資源化に要する総費用(正味)} \div \text{総資源化量}$ |
| | | エネルギー回収に要する費用 | 円/MJ | $\text{エネルギー回収に要する総費用(正味)} \div \text{エネルギー回収量(正味)}$ |
| | | 最終処分減量に要する費用 | 円/t | $\text{最終処分減量に要する総費用} \div (\text{年間収集量} + \text{年間直接搬入量} + \text{集団回収量} - \text{最終処分量})$ |

出典：ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月、環境省）P.19

[その他]

①市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」では、一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方等を示すとともに、市町村が自らの一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行うための一般廃棄物処理システムの評価の考え方や、循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のための取組の考え方を示している。

②一般廃棄物会計基準

一般廃棄物会計基準では、一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類を作成するために、費用分析の対象となる費目や費用等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な手法を定めている。

③一般廃棄物処理有料化の手引き

国全体の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されたことから、市町村が有料化の導入や見直しを実施する際に参考とする「一般廃棄物処理有料化の手引き」が策定された。

具体的には、有料化導入の目的の検討、有料化の仕組み作り、有料化の円滑な導入及び実施の方法、有料化制度の評価と見直しの方法等について記されている。

(4) 地球温暖化対策推進法

平成9年にC O P 3での京都議定書の採択を受け、平成10年に我が国の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた地球温暖化対策推進法が成立した。同法の改定の概要を図表6に示す。

図表6 地球温暖化対策推進法改定の概要

| 改正年度 | 改正内容 |
|---------|--|
| 平成14年改正 | ・ 京都議定書目標達成計画の策定 ・ 計画の実施の推進に必要な体制の整備等 |
| 平成17年改正 | ・ 温室効果ガス算定・報告・公表制度の創設等 |
| 平成18年改正 | ・ 京都メカニズムを活用する際の基盤となる口座簿の整備等 ・ 京都メカニズムクレジットの活用に関する事項 |
| 平成20年改正 | ・ 事業者の排出抑制等に関する指針の策定 ・ 地方公共団体実行計画の策定事項の追加、 ・ 植林事業から生ずる認証された排出削減量に係る措置の義務付け等 |
| 平成25年改正 | ・ 京都議定書目標達成計画に代わる地球温暖化対策計画の策定 ・ 温室効果ガスの種類に3ふっ化窒素(N F 3)を追加等 |
| 平成28年改正 | ・ 国と様々な主体が連携協力した地球温暖化対策の推進に関する普及啓発の強化 ・ 国際協力を通じた地球温暖化対策の推進 ・ 地域における温暖化対策の推進 ・ 国際決定に基づき京都メカニズム関連の規定を整理 |

出典：環境省ホームページより編集

2. 埼玉県 of 動向

(1) 埼玉県廃棄物処理計画

第8次埼玉県廃棄物処理計画における減量・資源化目標等を図表7に示す。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は順調に推移しているが、事業系ごみ排出量は減量ペースが緩やかで、あまり順調ではない。一方、1人1日当たりの最終処分量はすでに目標を達成している。

川口市の現状値を埼玉県の目標と対比した場合、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量及び1人1日当たりの最終処分量は、絶対値では目標を達成しているものの、削減率はいま一步の水準である。また、事業系ごみ排出量については、埼玉県の現状値よりは優れているものの、目標値には及ばない。

図表7 埼玉県の減量・資源化目標等

| 指 標 | 第8次埼玉県廃棄物処理計画 (2016(平成28)～2020(令和2)年度) | | | 川口市の実績 | |
|------------------------------------|---|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 基準値 2013(H25) | 現状値 2017(H29) | 目標年度 2020(R2) | 基準値 2013(H25) | 現状値 2017(H29) |
| 1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 ^{※1} | 541g — | 521g 3.7%減 | 503g 約7%減 | 512 — | 482 5.9%減 |
| 事業系ごみ排出量 ^{※2} | 543千t — | 534千t 1.7%減 | 488千t 約10%減 | 48.3 — | 45.4千t 6.0%減 |
| 1人1日当たりの 最終処分量 ^{※3} | 49g/人・日 — | 37g/人・日 24.5%減 | 44g/人・日 約10%減 | 36.7 — | 31.2 15.0%減 |

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

※1 (生活系ごみ排出量－資源ごみ量) ÷ 計画収集人口 ÷ 年間日数

※2 事業系ごみ排出量には資源ごみを含む

※3 最終処分量 ÷ 計画収集人口 ÷ 年間日数

(2) 埼玉県環境基本計画（平成29年3月見直し）

埼玉県環境基本計画は、平成8年3月に初めて策定され、平成13年3月、平成19年3月、平成24年7月及び平成28年3月に見直しされている。一般廃棄物に関わる目標値を図表8に示す。

図表8 埼玉県環境基本計画の目標値（一般廃棄物関連）

| 指標名 | 現状値 (H27年度末) | 目標値 (H33年度末) | 目標値の根拠 |
|-------------------------|--------------------|-----------------|--|
| 一般廃棄物 1人1日あたり最終処分量 | 47g/人・日 (H26年度) | 43g/人・日 | 第8次埼玉県廃棄物処理基本計画の H32年度目標44gを更に削減する |
| 県や市町村が行う 3R講座の年間受講者数 | 6,617人 | 7,000人 | 市町村や地域のニーズに合った講座 を開催する |
| 生活排水処理率 | 90.6% | 96.4% | 埼玉県生活排水処理施設整備構想の 平成37年度目標100%を踏まえ設定 |

出典：埼玉県環境基本計画（平成29年3月見直し）

3. 川口市の関連する計画等

(1) 第5次川口市総合計画

| | |
|-------|--|
| 基本理念 | 市民とつくるまちづくり 多様な主体の共生共栄 多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実 |
| 将来都市像 | 人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口 |
| めざす姿 | すべての人にやさしい“生涯安心なまち” 子どもから大人まで“個々が輝くまち” 都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち” 市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち” |

<施策3> 廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進

| 目標指標 | 現状値(年度) | 目標値(H32) |
|------------------------|---------------|----------|
| この施策の推進が図られていると感じる人の割合 | 47.1%(H27) | 現状値を上回る |
| 1人1日あたりの廃棄物排出量 | 876g/人・日(H26) | 864g/人・日 |

廃棄物の減量化・再資源化

- ・マスカップやマイボトルの使用、生ごみ処理容器の活用等
- ・エコリサイクル推進事業所制度の推進及び事業者による廃棄物の減量化と再資源化の促進
- ・クリーン推進印制度や、まち美化作新プログラムなどの活用、ごみ集積所パトロールの実施

廃棄物の適正処理の推進

- ・廃棄物処理施設・設備計画でな建替えや回収によるの処理能力の確保と延命化
- ・焼却灰の熔融スラグ化による最終処分量の削減、焼却施設の発電効率や蜜回収率の向上
- ・適正処理困難物の、事業者による処理システムの構築

(2) 第3次川口市環境基本計画

<達成目標>

| 指標 | 目標値 (H39(2027)年度) | 現状値 (H28(2016)年度) |
|----------------|----------------------|----------------------|
| 1人1日あたりのごみ排出量 | ※ 844 g/人・日 | 850g/人・日 |
| リサイクル率 | ※ 35.0% | 23.0% |
| 最終処分量 | ※ 4,800 t | 7,424 t |
| グリーン購入*の目標値達成率 | 100% | 94.7% |

※ 平成34(2022)年度の目標値

※ 川口市一般廃棄物処理基本計画の改訂時に見直しを行います。

<個別目標1> 3R推進

○リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進

- ・レジ袋の削減、食品ロスの削減、家庭ごみ有料化の研究
- ・グリーンコンシューマーの育成、クリーン推進印との連携 等

○リサイクル（再資源化）の推進

- ・リサイクルプラザの活用、集団資源回収の推進
- ・リサイクル率の向上、木質バイオマス活用の促進、グリーン購入の推進 等

<個別目標2> ごみの適正処理の推進

○収集運搬体制の整備・充実

- ・高齢者へ配慮した収集ルートの研究

○廃棄物処理施設の整備・充実

- ・廃棄物処理施設の計画的な建替えや延命化対策の実施
- ・廃棄物処理施設への立ち入り検査の実施 等

【参考】基本目標4「低炭素社会の実現」

<達成目標>

| 指標 | 目標値 (H34〈2022〉年度) | 基準値 (H25〈2013〉年) |
|-------------------------------|---|---------------------------|
| 市域から排出される温室効果ガスの量 | 2,284千 t-CO ₂ 平成25年度（2013年度）比 で15%削減 | 2,687 千 t-CO ₂ |
| 市の事務および事業に伴い排出される 温室効果ガスの量 | 111,155t-CO ₂ 平成25年度（2013年度）比 で14%削減 | 129,317 t-CO ₂ |

中期目標（国の削減目標に準じたもの）

| 指標 | 目標値 (H42〈2030〉年) | 基準値 (H25〈2013〉年) |
|-------------------------------|---|---------------------------|
| 市域から排出される温室効果ガスの量 | 1,988千 t-CO ₂ 平成25年度（2013年度）比 で26%削減 | 2,687 千 t-CO ₂ |
| 市の事務および事業に伴い排出される 温室効果ガスの量 | 95,788t-CO ₂ 平成25年度（2013年度）比 で26%削減 | 129,317 t-CO ₂ |